

「歯と口の健康週間」ポスター画像データ利用規約

◇「歯と口の健康週間」ポスターについて

日本歯磨工業会では1963年（昭和38年）に「歯の衛生週間」への協賛がスタートしてから今日まで、歯と口の健康に関する意識向上を図るため、毎年啓発ポスターを制作し、全国の教育委員会、小・中学校をはじめ、歯科医院、各地の歯科医師会、保健所、各関係官庁、協力団体等へ配付しています。2024年からは、より多くの方に口腔保健の大切さ、毎食後の歯みがきの大切さを呼びかけるため、当工業会ホームページからPDF版ポスターのダウンロードも開始しました。是非、趣旨に沿った適切なご利用をお願いします。PDFをダウンロードした方は、本規約にご同意いただいたものとみなします。

◇利用上の注意

「歯と口の健康週間」ポスターの画像データ（以下、「画像データ」といいます）は、非営利目的で健康啓発用途に利用する場合のみ、日本歯磨工業会に対する事前の利用許可申請、事後報告等を必要としません。ただし、画像データ（画像内の文字情報を含む）の改変・加工等を行うことや他の用途に流用することは一切できません。

※「歯と口の健康週間」終了後に、日付、主催、後援等が記載されているポスター下部（幅約2.3cm部分）を切り取って使用することは可とします。

※画像データの利用条件については、下記の「◇禁止事項」もご確認ください。

◇禁止事項

当サイトに掲載する画像データを利用して、下記の行為を行うことを禁止します。次のいずれかに違反した場合、また、当サイトに書かれてある趣旨と異なる利用の場合は、その利用を差し止め、利用者負担で回収と破棄を求めることができるものとします。

○画像素材自体に商品性が依存するものを製造・販売すること。

例)写真集やポスター、絵葉書、カレンダー、素材集など、当サイトが提供する画像がメインとなる出版物、印刷物、ソフトウェア、ウェブコンテンツ等。

○収益を目的とした転貸借。

○ポスター画像や、その画像内の一部分の画像要素を歯と口の健康啓発以外の用途で不特定多数に公開することや販売すること。

○不正・誤解を招く行為、名誉を毀損する行為、もしくは公序良俗に反する行為。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員の他、暴力団関係企業、暴力団準構成員、総会屋若しくは社会運動・政治運動等標ぼうゴロ又はこれらに準ずる者に関連する利用。

◇免責

当サイトに掲載する画像を利用することにより発生した損失・損害については、日本歯磨工業会は一切責任を負いません。